

## 令和3年度地域の駐車交通対策実施計画（案）

- 運用マニュアルにおいて、運用協議会は地域の駐車・交通対策の実施について、区と協議の上、年度毎の実施計画（案）を作成し、運用委員会の承認をもって、実施計画として策定するものとされていることから、令和3年度地域の駐車交通対策実施計画（案）を以下に示す。

### 地域の駐車交通対策実施計画（案）

#### 【実施内容】

##### ① 共同荷さばき駐車施設整備助成（既存駐車施設）

| 項目               | 内容                                                     |
|------------------|--------------------------------------------------------|
| 助成内容             | 既存駐車施設の駐車マスの大きさを改変して、共同荷さばき駐車施設を整備する場合に、改変に要する費用を助成する。 |
| 助成比率             | 改変に要する費用の100%                                          |
| 助成対象             | 地域ルール適用地区内の既存駐車施設                                      |
| 助成条件および<br>助成上限額 | 別途要綱で定めるものとする                                          |

##### ② 集約駐車施設整備助成（既存駐車施設）

| 項目               | 内容                                                 |
|------------------|----------------------------------------------------|
| 助成内容             | 既存駐車施設の駐車マスの大きさを改変して、集約駐車施設を整備する場合に、改変に要する費用を助成する。 |
| 助成比率             | 改変に要する費用の100%                                      |
| 助成対象             | 池袋地区駐車場整備地区内の既存駐車施設                                |
| 助成条件および<br>助成上限額 | 別途要綱で定めるものとする                                      |

##### ③ 交通環境改善事業の実施

| 項目   | 内容                                                                 |
|------|--------------------------------------------------------------------|
| 事業内容 | 運用協議会が主体となり、交通環境の改善や向上のために必要な物品の購入や交通安全施設の設置などの交通安全対策及び利便性向上策を実施する |
| 実施場所 | 地域ルール適用地区内                                                         |
| 実施要件 | 池袋地区駐車場地域ルール運用協議会理事会にて採択されたもの                                      |

#### 【実施予定時期】

令和3年7月1日 ～ 令和4年3月31日

#### 【実施予算額】

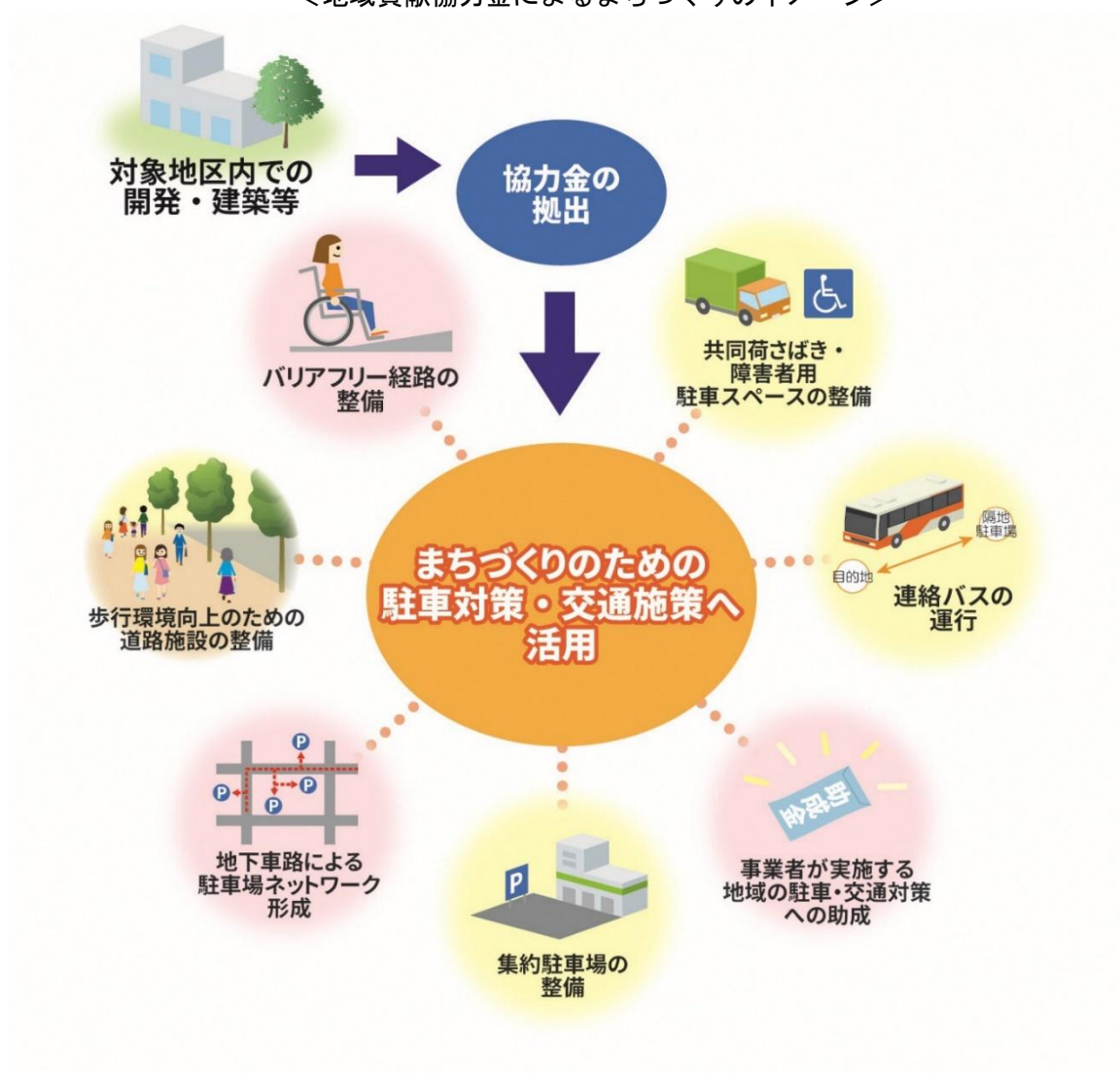
300万円

## 地域の駐車・交通対策について

### (1) 地域の駐車・交通対策の概要

- 運用マニュアルにおいて、運用協議会は、地区の特性に応じた駐車施設の整備の促進及び適用地区における駐車施設の効率的な活用等のため、地域ルール適用を受ける事業者が負担する地域貢献協力金を原資として、「地域の駐車・交通対策」を実施するものとされています。
- 地域の駐車・交通対策の実施にあたっては、区と協議の上、年度毎の実施計画（案）を作成し、運用委員会にこれを諮り、その承認をもって実施計画として策定するものとされています。

#### ＜地域貢献協力金によるまちづくりのイメージ＞



※池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルより抜粋

① 貨物車用駐車施設の不足

⇒ 池袋地区は貨物車用駐車施設が不足しており、路上荷さばき車両が多く発生しています。今後も特定路線周辺や附置義務対象外の小規模な建築物が多い地域においては、貨物車用駐車施設の整備が進まないため、周辺の荷さばき需要をカバーできる共同荷さばき駐車施設の整備が必要となっています。

② 集約駐車施設（普通車用・貨物車用・障害者用）の不足

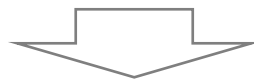
⇒ 駐車施設の隔地・集約化を進めるためには隔地を受け入れる集約駐車施設の確保が必要ですが、池袋地区では新規の大規模開発は限られており、集約駐車施設の整備が進まず数が不足しています。

③ 既存の駐車施設の余剰

⇒ 既存駐車施設のうち、近年の大きな車の駐車に対応できないものは、利用が進まず余剰が生じている実態があります。そこで、この余剰となっている既存駐車施設を集約駐車施設として有効活用することが求められます。

④ その他の課題

⇒ この他、交通環境改善及び地域ルールの円滑な運用のため、交通安全対策及び利便性向上策の実施、池袋地区の駐車実態を把握するための調査の実施等が必要となっています。



これらの課題を解決するため、次ページのとおり、地域の駐車・交通対策メニュー（案）を検討しました。

(3) 地域の駐車・交通対策検討メニュー（案）の一覧表

|          | ① 共同荷さばき駐車施設整備助成<br>（新築建築物）                                                         | ② 共同荷さばき駐車施設整備助成<br>（既存駐車施設）                             | ③ 共同荷さばき駐車施設整備助成<br>（土地の賃貸）                           | ④ 共同集配事業への助成                                                                                   |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施内容     | 建物の建て替えや開発等に併せて共同荷さばき駐車施設を新設する場合に、設置台数に応じた整備費用を助成する                                 | 既存駐車施設の駐車マスの大きさを改変して、共同荷さばき駐車施設を整備する場合に、改変に要する費用の一部を助成する | 空地などを共同荷さばき駐車施設にするため、土地を賃貸（借り上げ）する場合に、事業者等に賃料の一部を助成する | 共同集配事業の確立に向けた社会実験の実施費用の一部、共同集配事業を実施する場合に事業費の一部を助成する。                                           |
| 実施場所     | 共同荷さばき駐車施設を整備する建築物など                                                                | 共同で荷さばき利用可能な既存駐車場                                        | 貨物車が共同で荷さばき利用可能な駐車区画                                  | 共同荷さばき駐車施設                                                                                     |
| 補助対象経費   | 共同荷さばき駐車施設の整備費<br>※補助率については要検討<br>※乗用車用の集約駐車施設と比べると、実施のハードルが非常に高いため、実施費用も高くなると想定される | 駐車マスの大きさの改変に要する費用<br>※補助率については要検討                        | 賃料<br>駐車マスの整備に要する費用<br>※補助率については要検討                   | ・社会実験の実施費用<br>・事業費<br>・配送費<br>・共同集配施設(土地代を含む)の賃料<br>※補助率については要検討                               |
| 実施時期・期間  | 整備時                                                                                 | 整備時                                                      | 一定期間                                                  | 一定期間                                                                                           |
| 実施による効果  | 共同荷さばきスペースの確保による路上荷さばき車両の軽減                                                         | 貨物車の駐車施設利用促進による路上荷さばき車両の軽減                               | 共同荷さばきスペースの確保による路上荷さばき車両の軽減                           | 共同荷さばきの実施による路上荷さばき車両の軽減                                                                        |
| 実施に向けた課題 | ・適切に運用可能な制度検討が必要<br>・建築物の対象範囲（新規・既存の取扱いの別、特定路線周辺に限定するか否か等）について検討が必要                 | 共同荷さばき駐車施設整備に関する方針の整理が必要                                 | ・補助対象や対象施設の要件等の基準や仕組みが必要<br>・長期間になると非常に大きな金額になる可能性がある | ・補助対象や対象施設の要件等の基準が必要<br>・事業の継続性が担保されない場合、助成による費用対効果が小さくなることが懸念される<br>・事業が長期化する場合、採算性の確保が必要となる。 |
| 優先度※     | B                                                                                   | A                                                        | B                                                     | C                                                                                              |
| 実施予定時期※  | 令和4年度以降                                                                             | 令和3年度～                                                   | 令和4年度以降                                               | 令和4年度以降                                                                                        |

|          | ⑤ 集約駐車施設整備助成<br>（新築建築物）                                                                                                                         | ⑥ 集約駐車施設整備助成<br>（既存駐車施設）                                                                                  | ⑦ 交通環境改善事業の実施                                                      | ⑧ 駐車交通課題解消に資する調査の実施                                       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 実施内容     | 建物の建て替えや開発等に併せて集約駐車施設を新設する場合に、設置台数に応じた整備費用を助成する                                                                                                 | 既存駐車施設の駐車マスの大きさを改変して、集約駐車施設を整備する場合に、改変に要する費用の一部を助成する                                                      | 運用協議会が主体となり、交通環境の改善や向上のために必要な物品の購入や交通安全施設の設置などの交通安全対策及び利便性向上策を実施する | 運用協議会が主体となり、交通量調査、駐車場実態調査、路上駐車台数調査などの駐車交通課題解消に資する調査を実施する。 |
| 実施場所     | 集約駐車施設を整備する建築物                                                                                                                                  | 集約駐車施設を整備する建築物                                                                                            | 地域ルール適用範囲周辺                                                        | 地域ルール適用範囲周辺                                               |
| 補助対象経費   | 集約駐車施設の整備費<br>※銀座ルールと同様の助成金を仮定した場合<br>※補助率については要検討                                                                                              | 駐車マスの大きさの改変に要する費用<br>※補助率については要検討                                                                         | 事業実施に伴う費用                                                          | 調査に要する費用                                                  |
| 実施時期・期間  | 整備時                                                                                                                                             | 実施時                                                                                                       | 実施時                                                                | 実施時                                                       |
| 実施による効果  | 集約駐車施設の確保による隔地・集約化の促進                                                                                                                           | ・現行の基準に適合した集約駐車施設の確保<br>・集約駐車施設の確保による隔地・集約化の促進                                                            | 地域ルール適用範囲周辺の交通の安全性及び利便性の向上                                         | ・交通量や駐車場に関する実態の把握<br>・調査結果のデータに基づく効率的な地域ルールの運用の促進         |
| 実施に向けた課題 | ・集約駐車施設は特定利用者のための施設であるため協力金の利用対象として適切か検討が必要<br>・設置者は、集約駐車施設に隔地受け入れすることで収入が得られるため、設置自体に助成する必要はないという考え方もある<br>・建築物の対象範囲（特定路線周辺に限定するか否か等）について検討が必要 | ・集約駐車施設は特定利用者のための施設であるため、協力金の利用対象として適切か検討が必要<br>・設置者は、集約駐車施設に隔地受け入れすることで収入が得られるため、設置自体に助成する必要はないという考え方もある | 交通安全対策及び利便性向上施策の目的、内容、実施時期等について検討が必要                               | 調査の目的、内容、実施時期等について検討が必要                                   |
| 優先度※     | B                                                                                                                                               | A                                                                                                         | A                                                                  | C                                                         |
| 実施予定時期※  | 令和4年度以降                                                                                                                                         | 令和3年度～                                                                                                    | 令和3年度～                                                             | 令和4年度以降                                                   |

※ 優先度及びメニュー検討時期は、駐車対策の『必要性』及び『実現性』を踏まえて設定。

『必要性』は、池袋地区の駐車課題に対応するための駐車対策の必要性を評価。『実現性』は、予算、実施にかかる費用、実施に向けた課題等を考慮した駐車対策の実現性を評価。

#### (4) 令和3年度実施メニューの具体例について

地域の駐車交通対策検討メニュー（案）の一覧表のうち、優先度 A の②⑥⑦について、具体例を以下に示す。

##### ② 共同荷さばき駐車施設整備助成（既存駐車施設）

既存駐車施設の駐車マスの大きさを改変して、共同荷さばき駐車施設を整備する場合に、改変に要する費用の一部を助成する。

###### 【貨物車用の駐車施設に関する規定】

- ・東京都駐車場条例に定められる車室の大きさ

－貨物車用：幅 3.0m×奥行き 7.7m以上

※ 地域ルール運用マニュアルにおいては、貨物車用は都条例の規定を基本として集配のための貨物車が支障なく利用できる大きさを確保することとしている。

###### 【貨物車用駐車施設の課題・対応・効果】

**課題** 貨物車用駐車施設の不足により、路上荷さばき車両が多く発生。特定路線周辺や附置義務対象外の小規模な建築物が多い地域においては、貨物車用駐車施設の整備が進まないため、周辺の荷さばき需要をカバーできる共同荷さばき駐車施設の整備が必要

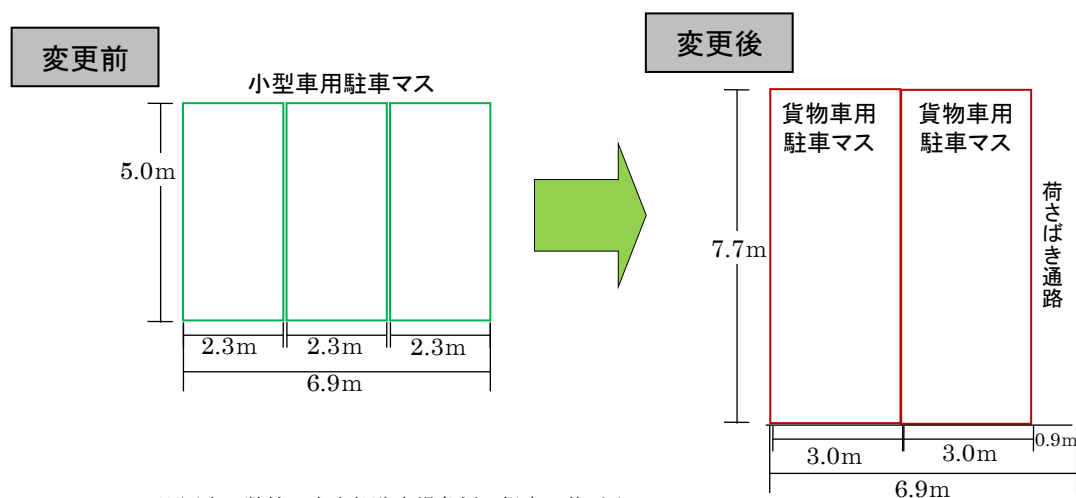


**対応** 既存駐車施設の駐車マスの大きさを改変し、共同荷さばき駐車施設を整備する場合の助成を実施



**効果** 貨物車の駐車場利用が促進され、路上荷さばき車両が軽減

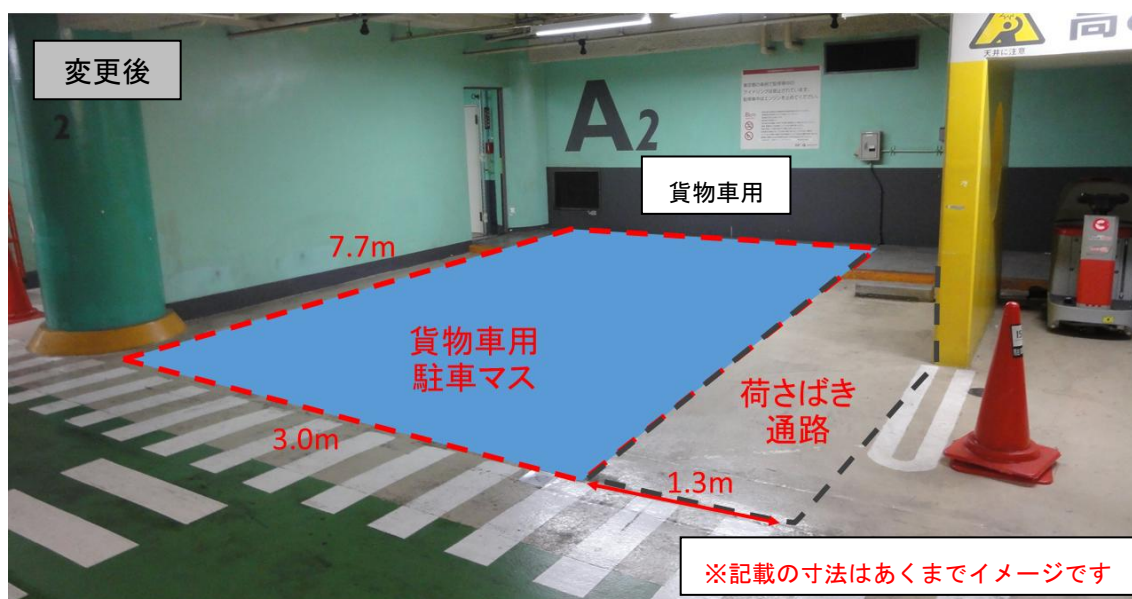
##### 【具体例 1：駐車マスの大きさの改変による共同で荷さばき利用可能な駐車施設の整備】



※図中の数値は東京都駐車場条例の規定に基づく

図 1 駐車マスの大きさの改変による荷さばき駐車施設の整備イメージ

【整備イメージ写真】



## ⑥ 集約駐車場整備助成（既存駐車施設）

既存駐車施設の駐車マスの大きさを改変することにより、集約駐車施設（乗用車・障害者・貨物車）に必要な大きさの駐車マスを整備する場合に、改変に要する費用の一部を助成する。

### 【乗用車用及び障害者用の駐車施設に関する規定について】

- ・東京都駐車場条例に定められる車室の大きさ
  - －乗用車（小型車用）：幅 2.3m×奥行き 5.0m以上
  - －乗用車（普通車用）：幅 2.5m×奥行き 6.0m以上
  - －障害者用：幅 3.5m×奥行き 6.0m以上
  - －貨物車用：幅 3.0m×奥行き 7.7m以上
- ・地域ルール運用マニュアルでは、障害者用駐車施設を建築物内に設置する場合は、『バリアフリー新法』、『建築物バリアフリー条例』、『福祉のまちづくり条例』などの関係法令に定める規定に従い、バリアフリー経路の確保等について、障害者のための駐車施設から建築物内の目的地まで、安全かつ円滑な利用が可能となるよう配慮するものと規定している。

### 【既存駐車施設（乗用車用）の課題・対応・効果】

**課題** 駐車施設の隔地・集約化を進めるためには隔地を受け入れる集約駐車施設の確保が必要であるが、池袋地区では新規の開発は限られているため、既存駐車施設の活用が不可欠である。既存駐車施設は、小型車用またはそれより小さい車室のものが多く、近年の大きな車の駐車に対応できないことから利用が進まず余剰が生じている。



**対応** 既存の小型車用駐車マスの改変により、普通車用の駐車マスに変更し、集約駐車施設として活用



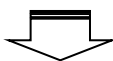
**効果** 集約駐車施設の確保による隔地・集約化の促進

### 【既存駐車施設（障害者用）の課題・対応・効果】

**課題** 障害者用駐車施設は、平成 4 年度の東京都駐車場条例改正により 1 台以上の整備が義務付けられているが、池袋地区内では附置義務整備台数以上の台数を整備している建築物が少なく、集約駐車施設の数が不足している。



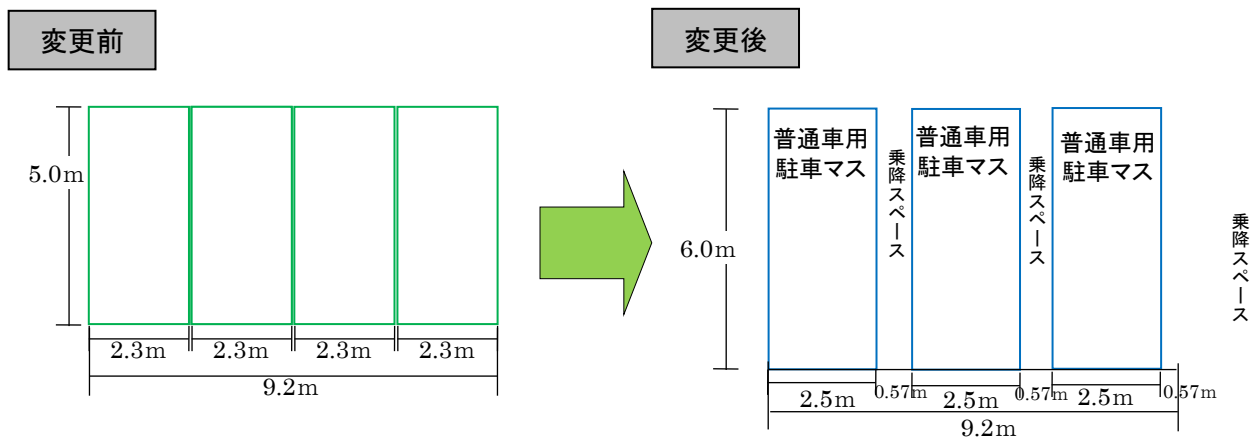
**対応** 既存の乗用車用駐車マスの改変により、障害者用の駐車マスに変更し集約駐車施設に活用  
※バリアフリー経路が未整備の場合は、別途バリアフリー経路の整備工事が必要



**効果** 集約駐車施設の確保による隔地・集約化の促進

【具体例 1：小型車用駐車マスの改変による普通車用の集約駐車施設の整備】

- 既存の小型車用の駐車マスを改変し、普通車用の駐車マスに変更し集約駐車施設として活用する。

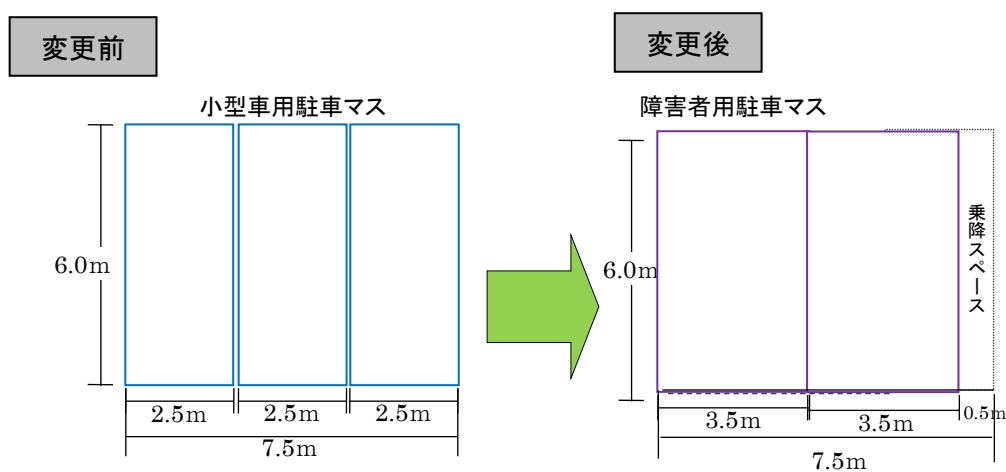


※図中の数値は東京都駐車場条例の規定に基づく

図 2 小型車用駐車マスの改変による普通車用の集約駐車施設の整備イメージ

【具体例 2：小型車用駐車マスの改変による障害者用の集約駐車施設の整備】

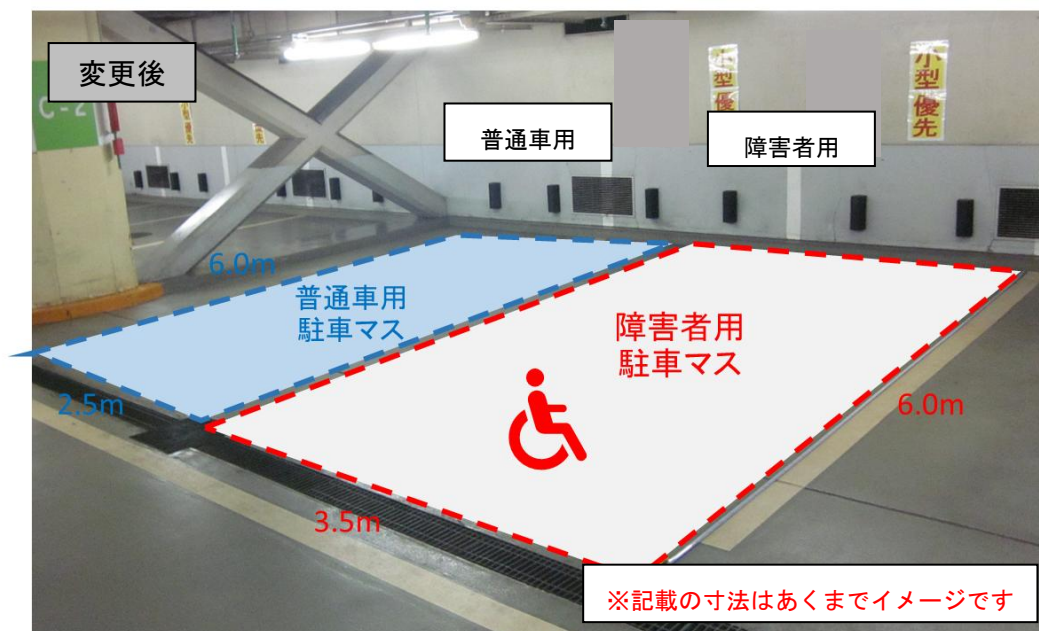
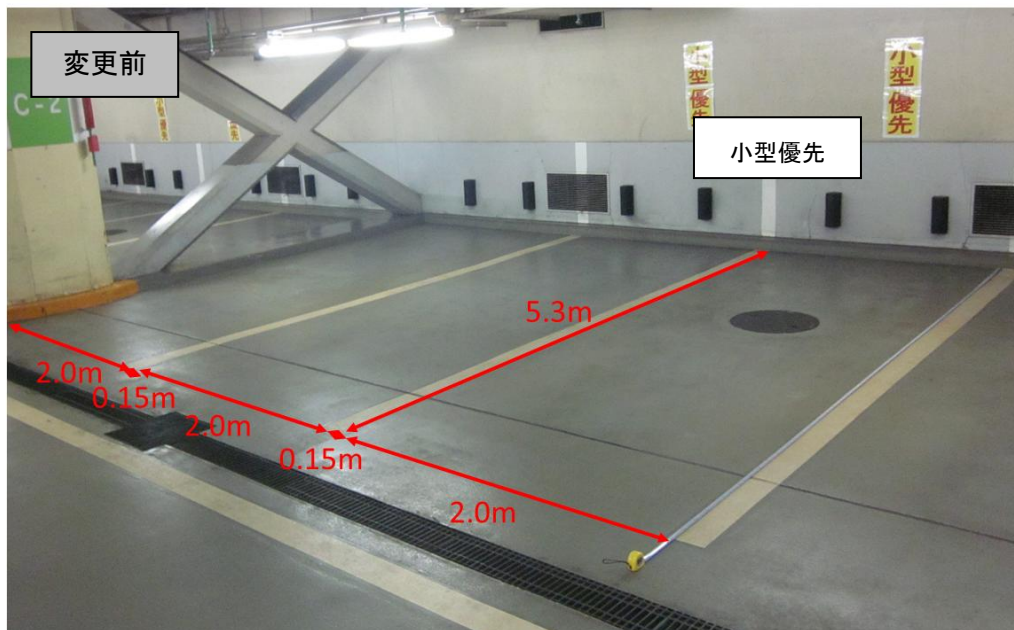
- 既存の乗用車用の駐車マスを改変し、障害者用の駐車マスに変更し集約駐車施設として活用する。



※図中の数値は東京都駐車場条例の規定に基づく

図 3 小型車用駐車マスの改変による障害者用の集約駐車施設の整備イメージ

【整備イメージ写真】



⑦ 交通環境改善事業の実施

運用協議会が主体となり、交通環境の改善や向上のために必要な物品の購入や交通安全施設の設置などの交通安全対策及び利便性向上策を実施する。

【整備イメージ写真】

(交通規制バリケード)



(共同荷さばき駐車施設案内サイン)

